

共同住宅の水道料金の取扱いには、**各戸検針**と**連合専用**があります

各戸検針

上下水道局が各部屋の水道の子メーターを検針して、各戸ごとに水道料金等を算定し、徴収する制度です。

※給水装置所有者等から上下水道局に対して各戸検針に関する申請及び契約が必要です。その際、住宅部分の戸数が6割以上で、また、上下水道局と所有者等が締結した各戸検針契約に対する入居者全員の同意が必要です。

連合専用

上下水道局が建物全体の親メーターを検針して、一括で水道料金等を算定し、徴収する制度です。

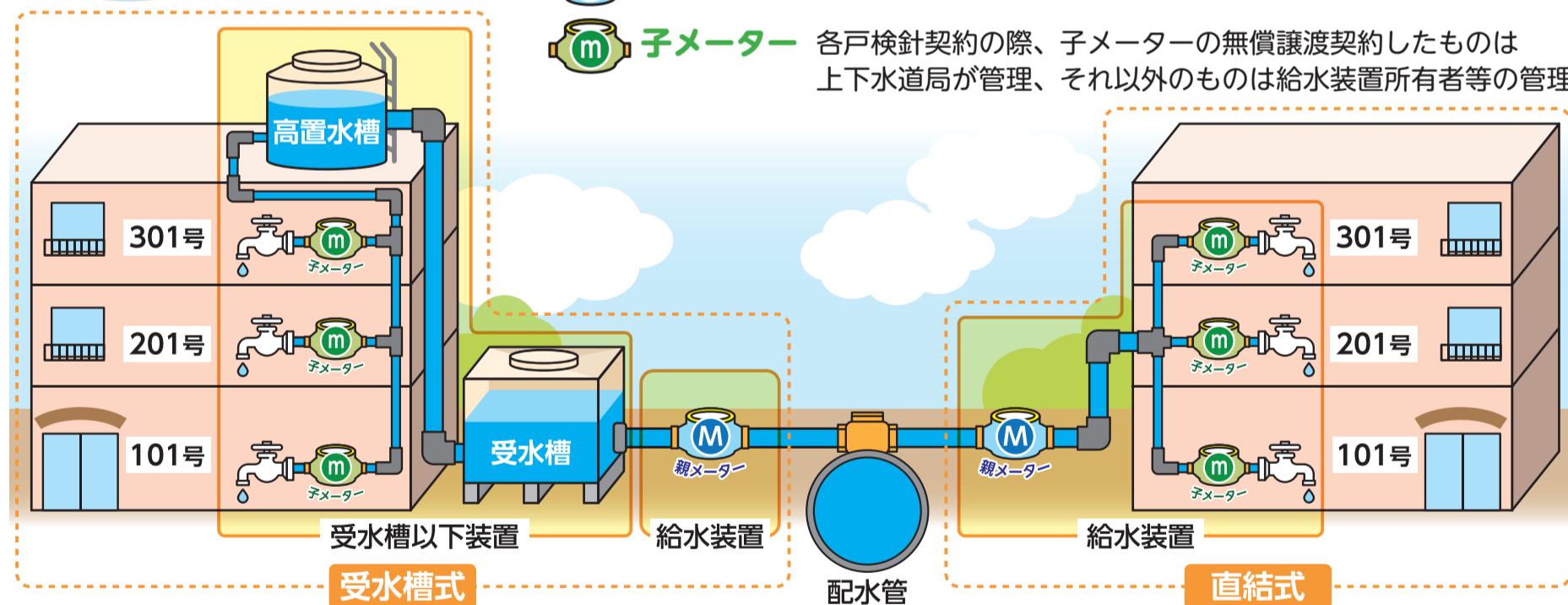
	各戸検針	連合専用
 親メーター	上下水道局が検針しますが、 水道料金等の請求はしません。	上下水道局が検針して、 所有者等に水道料金等の請求をします。
 子メーター	上下水道局が検針して、 各戸使用者に水道料金等の請求をします。	所有者等が検針して、各戸使用者に水道料金等の請求をします。
水道の開閉栓・転居に伴う料金の清算	所有者等又は各戸使用者は上下水道局に届け出が必要です。	所有者等又は管理責任者等で対応していただきます。
上下水道局への料金支払いは？	口座振替が条件です。 ※各戸使用者が支払いします。	口座振替又は納付書(請求書)払いです。 ※所有者等又は管理責任者が支払いします。



各戸検針 の給水方式には、**受水槽式**と**直結式**があります。

 **親メーター** 上下水道局からの貸与メーターで局が管理

 **子メーター** 各戸検針契約の際、子メーターの無償譲渡契約したものは上下水道局が管理、それ以外のものは給水装置所有者等の管理



共同住宅を建築予定の場合には、
設計士及び那覇市指定給水装置工事事業者と相談のうえ、
各戸検針又は連合専用のいずれかを申請の前に決定しておく必要があります。
各戸検針を選択される場合は上下水道局との**事前協議(予約制)**が必要です！

【お問い合わせ】上下水道局お客様センター TEL：941-7804・7834 FAX：941-7824



暑さに注意！喉が渴く前に水道水を飲もう！

